

静岡県過疎地域等政策支援員に係る業務委託企画提案募集要領

1 趣旨

この要領は、静岡県（以下「県」という。）が行う静岡県過疎地域等政策支援員に係る業務の実施にあたり、最も優れた経験等を持つ人材を有する事業者に業務委託するため、プロポーザル（企画提案方式）で実施するものである。

2 委託業務の名称

静岡県過疎地域等政策支援員に係る業務委託

3 委託期間

契約日から令和7年3月31日まで

4 契約限度額

8,000千円（消費税及び地方消費税を含む）

※限度額を超えたものは失格とする。

5 委託業務の内容

別紙1「静岡県過疎地域等政策支援員に係る業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり。

6 参加資格

次に掲げる条件を全て満たす法人又は複数の法人からなる連合体（以下コンソーシアムという。）。

- (1) 中小企業基本法第2条第5項に規定する小規模企業者の基準を超える規模の法人であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。
- (3) 国又は地方公共団体との契約に関して指名停止を受けている期間中でないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (5) 次のアからキのいずれにも該当しない者であること。
 - ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に該当する団体（以下「暴力団」という。）
 - イ 個人又は法人の代表者が暴力団員等（法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）である者
 - ウ 法人の役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。）が暴力団員等である者

- エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用している者
 - オ 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者
 - カ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - キ 相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結している者
- (6) 宗教活動若しくは政治活動を主たる目的とする団体や個人でないこと。
- (7) コンソーシアムの場合は、構成員のすべてが上記(2)から(6)までの項目を満たしていること。

7 委託先の選定方法

公募による企画提案方式とする。委託先の選定は、提出された企画書及び候補者との面接により、別に定める評価基準に基づき、静岡県過疎地域等政策支援員に係る業務委託先選定委員会の委員が審査し、決定する。

8 応募方法等

(1) スケジュール

令和6年3月15日(金)	公告
令和6年3月22日(金)	参加表明書及び企画提案書の提出期限
令和6年3月25日(月)	辞退届の提出期限
令和6年3月26日(火)	書面審査及び面接
令和6年3月28日(木)	選定結果の通知

(2) 企画提案の参加申込

公募企画提案への参加を希望する者は、参加表明書(様式1)及び上記6に掲げる要件を満たす誓約書(様式2)並びに付属書類を令和6年3月22日(金)午後1時までに提出し、資格審査を受けなければならない。

なお、参加表明書の提出後、辞退を希望する者は辞退届(様式4)を令和6年3月25日(月)午後1時までに提出すること。

ア 提出方法 郵送又は電子メールによる。

イ 提出先 静岡県経営管理部地域振興局地域振興課
〒420-8601 静岡市葵区追手町9番6号 県庁東館6階
電子メール: chiiki-shinko@pref.shizuoka.lg.jp

(3) 質問の受付

公募企画提案に関する質問は令和6年3月15日(金)から令和6年3月19日(火)午後1時までに、任意の形式により電子メールで提出すること。

質問の回答は、令和6年3月21日(木)に電子メールにて行う。

ア 提出先 chiiki-shinko@pref.shizuoka.lg.jp

(4) 募集する企画提案の内容等

ア 基本的な考え方

(ア) 企画提案書の提出に当たっては、委託業務内容を十分に理解したうえで、補足資料を参考に作成すること。

(イ) 関係法令等を遵守し、所要の措置を講じること。

イ 企画提案書について

(ア) 企画提案書の構成は任意とする。日本工業規格A4サイズを基本とし、A3サイズ見開きの場合は2ページとして数え、表紙、目次、参考様式を除いて全体で8ページ以内とすること。

(イ) 提出部数等 提出部数は5部とする。

(ウ) 留意事項等

a 企画提案書の作成に他の者の協力を得た場合及び業務の実施に他の者の協力を得る予定の場合には、企画提案書にその旨を明記すること。

b 虚偽の記載をした企画提案書は無効とする。

c 企画提案書の提出後の記載内容の変更は認めない。

d 提出された企画提案書は返却しない。

また、採用した企画提案書を除き、提案者に無断で使用しない。

(エ) その他

企画提案書作成及び提出に伴う費用は、全て企画提案者の負担とする。

(5) 提案書の提出方法等

ア 提出書類

企画提案書の提出書（様式5）、企画提案書（任意様式）、業務実績表（様式5-1）、見積書（任意様式）

※コンソーシアムの場合、コンソーシアム協定書（様式3-2）も必要

(ア) 見積書作成上の注意

提案した内容を実施するために必要な経費を、仕様書の項目ごとに示すこと。

(イ) 業務実績表作成上の注意

過去5年以内に県若しくは県が出資する法人等から受託した主な業務について、当該業務の名称、契約相手、契約金額及び概要を記載すること。

イ 提出方法

直接持参又は郵送によること。持参の場合は、平日の午前9時から午後5時の間とすること（ただし、正午から午後1時までの間は除き、令和6年3月22日（金）は午後1時までとする）。

ウ 提出期限 令和6年3月22日（金）午後1時まで（必着）

ただし、コンソーシアム協定書（様式3-2）は、委託契約締結までに提出すること。

エ 提出先

静岡県経営管理部地域振興局地域振興課

〒420-8601 静岡市葵区追手町9番6号 県庁東館6階

9 審査

静岡県過疎地域等政策支援員に係る業務委託先選定委員会の委員が審査する。

10 選定方法

静岡県過疎地域等政策支援員に係る業務委託企画提案の評価基準（別紙2）による。

11 選定結果の伝達方法及び説明

- (1) 選定結果は、辞退者を除く全ての企画提案者に文書により通知する。
- (2) 説明は、直接面会による。

12 その他

- (1) 契約手続に使用する言語並びに通貨は日本語及び日本円とする。
- (2) 契約保証金は免除する。
- (3) 契約の締結は契約書による。
- (4) 採用した企画提案書に関する一切の権利は、静岡県に帰属する。
- (5) 本業務は、必ずしも当該企画提案の採用案に沿って行うものではなく、実施に当たっては、委託者と協議して実施内容を決定する。

13 問合せ先

静岡県経営管理部地域振興局地域振興課

〒420-8601 静岡市葵区追手町9番6号 県庁東館6階

電 話：054-221-2056

F A X：054-271-5494

e-mail：chiiki-shinko@pref.shizuoka.lg.jp

静岡県過疎地域等政策支援員に係る業務委託仕様書

1 目的

人口急減地域（主に過疎地域）において、特定地域づくり事業協同組合の設置・運営を通じ、地域産業の振興、地域の活性化を図る。

2 事業概要

上記目的を達成するための「静岡県過疎地域等政策支援員」となる人材を提供し、過疎市町等の要望に応じて、特定地域づくり事業協同組合制度の普及・啓発及び組合の設置・運営支援を行う。

3 静岡県過疎地域等政策支援員の要件等

提供人材は、次の要件を満たしているものとする。

項目	要件
①労働者派遣事業の経験（必須）	派遣元責任者としての勤務経験を有していること
②特定地域づくり事業（必須）	特定地域づくり事業協同組合制度の基本的な知識を有していること
③勤務時間（必須）	週 27 時間以上「静岡県過疎地域等政策支援員」としての業務に従事できること
④勤務地域（必須）	静岡県内の過疎市町の要望に応じて、当該地域での支援業務に従事できること ※過疎市町：下田市、伊豆市、河津町、南伊豆町、西伊豆町、松崎町、川根本町、浜松市（旧佐久間町、旧水窪町、旧龍山村、旧春野町の区域）、沼津市（旧戸田村）、島田市（旧川根町）
⑤その他	<ul style="list-style-type: none"> ・人材募集や人材育成業務の経験を有していることが望ましい ・法人の設立・管理の経験を有していることが望ましい ・特定地域づくり事業協同組合の他県事例の知識や既存の組合との人脈を有していることが望ましい

4 静岡県過疎地域等政策支援員の業務内容

(1) 特定地域づくり事業協同組合の普及・啓発

主な対象地域：静岡県内（主に静岡県内の過疎地域）

主な業務内容：特定地域づくり事業協同組合制度の説明、組合創設の相談援助、視察対応 等

(2) 特定地域づくり事業協同組合の設置・運営支援

主な対象地域：静岡県内の過疎地域

主な業務内容：事業協同組合の設立支援、特定地域づくり事業協同組合の認定申請等の支援、当該組合が雇用する人材の確保・育成、協同事業の運営支援

5 権利の帰属

著作権の帰属及び本業務成果物の使用については、受託者と静岡県が協議の上、決定するものとする。

6 その他

- (1) 委託業務の遂行にあたり、受託者は委託者と常に密接な連絡をとり、その指示及び承認を受けること。
- (2) 受託者は本業務を履行する上で、著作権、肖像権及び個人情報を取り扱う場合は、関係法令等を遵守すること。
- (3) 本業務を執行する上で関連して必要となる本仕様書に記載されていない事項は、委託者及び受託者の協議により決定する。

静岡県過疎地域等政策支援員に係る業務委託企画提案の評価基準

プロポーザル審査は、企画提案書、見積書等の関係書類及び面接について、以下の評価基準に基づき実施する。

区分	評価項目	評価基準
書面	総合的な企画力 (5点)	・事業の趣旨を十分に理解し、目的及び要件に合致した人物の提供を提案しているか。
	提供人材の経歴等 (40点)	・労働者派遣事業の経験 ・特定地域づくり事業協同組合制度の知識 ・勤務時間・勤務地域 ・その他（人材募集・育成、法人設立・管理、他県事例の知識・人脈） ※必須要件を達していることの言及がない場合は0点
	見積りの妥当性 (5点)	・見積金額を人件費と活動費に分け、積算されているか。 ・活動に必要な費用が適切に積算されているか。
面接	総合的な人物評価 (50点)	・印象、能力（経歴）、表現（コミュニケーション）、協調性（理解力、傾聴力）、動機（意欲、積極性）を総合的に評価。

様式 1

静岡県過疎地域等政策支援員に係る業務委託企画提案参加表明書

令和 年 月 日

静岡県知事 川勝平太 様

所在地

商号又は名称

代表者職氏名

印

下記業務の企画提案書を提出します。

記

- 1 公告日 令和6年3月15日
- 2 業務名 静岡県過疎地域等政策支援員に係る業務委託

担当者職・氏名	
電話	
F A X	
E-mail	

(企業概要を添付のこと)

会社概要、定款等応募する団体又は企業の事業内容がわかるもの、直近の決算書を各1部添付のこと

誓 約 書

令和 年 月 日

静岡県知事 川勝平太 様

所 在 地

商号又は名称

代表者職氏名

印

下記の参加者資格要件については、事実と相違ないことを誓約します。

記

- 1 中小企業基本法第2条第5項に規定する小規模企業者の基準を超える規模の法人であること。
- 2 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当していないこと。
- 3 国又は地方公共団体との契約に関して指名停止を受けている期間中でないこと。
- 4 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者(更生手続開始の決定を受けている者を除く。)又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者(再生手続開始の決定を受けている者を除く。)でないこと。
- 5 次のアからキのいずれにも該当しません。
 - ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」という。)第2条第2号に該当する団体(以下「暴力団」という。)
 - イ 個人又は法人の代表者が暴力団員等(法第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。))又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。(以下同じ。)である者
 - ウ 法人の役員等(法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。)が暴力団員等である者
 - エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用している者
 - オ 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者
 - カ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - キ 相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結している者
- 6 宗教活動若しくは政治活動を主たる目的とする団体や個人ではありません。

※ コンソーシアムの場合は、構成員全員がそれぞれ作成
※ コンソーシアムの場合は、構成員全員で様式3も作成

様式3

委託業務コンソーシアム参加資格者誓約書

令和 年 月 日

静岡県知事 川勝平太 様

コンソーシアムの名称

構成員	所在地	
(代表者)	商号又は名称	
	代表者職氏名	印

構成員	所在地	
	商号又は名称	
	代表者職氏名	印

(以下、構成員列記)

このたび、静岡県過疎地域等政策支援員に係る業務の受託に係る企画提案に参加するため、委託業務コンソーシアムを結成しました。

静岡県過疎地域等政策支援員に係る業務委託について、契約書に定められた期間、別紙委任事項の権限を当コンソーシアム代表者に委任します。

使用印は別紙様式3-1のとおりです。

なお、業務受託に際しては、連帯して行うものとし、委託業務コンソーシアム協定書及び指定の添付書類を提出します。

これらの事項は、事実と相違ないことを誓約します。

様式3-1

委 任 事 項

- 1 静岡県過疎地域等政策支援員に係る業務委託に関し、当コンソーシアムを代表して委託者である静岡県と折衝する権限
- 2 入札及び見積りに関する一切の権限
- 3 委託業務代金及び前払金の請求・受領に関する一切の権限
- 4 その他業務に関し、諸届・諸報告の提出に関する一切の権限

使 用 印

様式3-2 (例示)

コンソーシアム協定書

(目的)

第1条 本協定は、コンソーシアムを設立して、静岡県過疎地域等政策支援員に係る業務委託（以下「本業務」という。）を効率的に営み、優れた成果を達成することを目的とする。

(名称)

第2条 本協定に基づき設立するコンソーシアムは、「〇〇〇〇コンソーシアム」（以下「本コンソーシアム」という。）と称する。

(定義)

第3条 コンソーシアムを構成する各メンバーを「参加事業者」と定義し、また、その中の代表者を「代表事業者」、そして代表事業者以外の事業者を「構成事業者」と定義する。

(参加事業者の住所及び名称)

第4条 本コンソーシアムの参加事業者は、次のとおりとする。

(1) 〇〇県(都道府)〇〇市〇〇町〇〇

〇〇〇〇

(2) 〇〇県(都道府)〇〇市〇〇町〇〇

〇〇〇〇

(3) 〇〇県(都道府)〇〇市〇〇町〇〇

〇〇〇〇

(4) 〇〇県(都道府)〇〇市〇〇町〇〇

〇〇〇〇

(幹事企業及び代表事業者)

第5条 本コンソーシアムの幹事企業は〇〇〇〇とする。

2 本コンソーシアムの幹事企業を本コンソーシアムの代表事業者とする。

(代表事業者の権限)

第6条 本コンソーシアムの代表事業者は、本業務の執行に関し、本コンソーシアムを代表して発注者と折衝する権限並びに本コンソーシアムの名義をもって委託料の請求、受領

及び本コンソーシアムに属する財産を管理する権限を有するものとする。

(参加事業者の連帯責任)

第7条 本コンソーシアムは、それぞれの分担に係る進捗を図り、本業務の執行に関して連帯して責任を負うものとする。

(分担受託額)

第8条 各参加事業者の業務の分担及び分担受託額は、次のとおりとする。ただし、分担業務の一部につき発注者と契約内容の変更があったときは、それに応じて業務の分担及び分担受託額の変更があるものとする。

〇〇〇〇〇〇〇業務（代表事業者名）〇〇〇〇〇 円

〇〇〇〇〇〇〇業務（構成事業者名）〇〇〇〇〇 円

〇〇〇〇〇〇〇業務（構成事業者名）〇〇〇〇〇 円

〇〇〇〇〇〇〇業務（構成事業者名）〇〇〇〇〇 円

(運営委員会)

第9条 本コンソーシアムは、参加事業者全員をもって運営委員会を設け、本業務の運営にあたるものとする。

(業務処理責任者)

第10条 本業務の処理に関する業務処理責任者を本コンソーシアムの代表事業者とし、本業務に係わる指揮監督権を一任する。

(業務担当責任者及び業務従事者)

第11条 本コンソーシアムの代表事業者は、業務処理責任者の下で本業務に従事する業務担当責任者及び業務従事者を指名する。

(取引金融機関)

第12条 本コンソーシアムの取引金融機関は、〇〇銀行〇〇支店とし、本コンソーシアムの代表事業者の名義により設けられた別口預金口座によって取引するものとする。

(参加事業者の個別責任)

第13条 本コンソーシアムの参加事業者がその分担に係る本業務の執行に関し、当該参加事業者の責めに帰すべき事由により発注者又は第三者に損害を与えた場合は、当該参加事業者がこれを負担するものとする。

(権利義務の譲渡の制限)

第14条 この協定書に基づく権利義務は、他人に譲渡することができない。

(業務途中における参加事業者の脱退)

第15条 参加事業者は、本コンソーシアムが業務を完了する日までは脱退することができない。

(業務途中における参加事業者の破産又は解散に対する措置)

第16条 参加事業者のうちいずれかが業務途中において破産又は解散した場合においては、残存参加事業者が共同連帯して当該参加事業者の分担業務を完了するものとする。

(解散後のかし担保責任)

第17条 本コンソーシアムが解散した後においても、本業務につき瑕疵があったときは、各参加事業者は共同連帯してその責に任ずるものとする。

(会計帳簿等の保存)

第18条 本業務に係る会計帳簿及び雇用関係書類等の関係書類は本業務が完了した日の属する年度の終了後5年間、〇〇〇〇(参加事業者名)が保存するものとする。

(新規雇用の取扱い)

第19条 本業務に係る本コンソーシアムの新規雇用は、〇〇〇〇(参加事業者名)において行うものとする。

(協定書に定めのない事項)

第20条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

(管轄裁判所)

第21条 本協定の紛争については、〇〇地方裁判所を第一審の管轄裁判所とする。

代表事業者〇〇〇〇外〇社は、上記のとおり本コンソーシアム協定を締結したので、その証として正本〇通及び副本1通を作成し、各参加事業者が記名押印の上、正本については参加事業者が各1通を保有し、副本については委託契約書に添えて発注者に提出する。

令和 年 月 日

住 所
商号または名称
代 表 者

印

住 所
商号または名称
代 表 者

印

(以下構成員を列記)

様式4

静岡県過疎地域等政策支援員に係る業務委託企画提案辞退届

令和 年 月 日

静岡県知事 川勝平太 様

所在地

名称

代表者職氏名

印

下記業務の企画提案について参加を表明しましたが、辞退いたします。

記

- 1 公告日 令和6年3月15日
- 2 業務名 静岡県過疎地域等政策支援員に係る業務委託

担当者職・氏名	
電話	
F A X	
E-mail	

様式5

企画提案書の提出書

令和 年 月 日

静岡県知事 川勝平太 様

所在地
商号または名称
代表者職氏名 印

令和6年3月15日付けで公募のありました静岡県過疎地域等政策支援員に係る業務委託に係る企画提案書を下記のとおり提出します。

記

- | | |
|---------|----|
| 1 企画提案書 | 5部 |
| 2 業務実績表 | 1部 |
| 3 見積書 | 1部 |

担当者職・氏名	
電話	
F A X	
E-mail	

業 務 実 績 表

業務名	委託者名	契約金額 (単位:千円)	実施年度	業務概要

※過去5年以内の貴社における県又は県が出資する法人等の業務に係る実績を記入してください。

※記入欄が不足する場合は、適宜追加してください。

※コンソーシアムの場合は、受託者名を業務名称の下に（ ）内書きするか、構成員ごとに作成してください。